

経済産業省

20121030 商 第 48 号
平成 24 年 11 月 8 日

松前風力開発株式会社
代表取締役 松島 聰 殿

経済産業大臣 枝野 幸男

松前風力開発株式会社「松前北部風力発電事業に係る環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成 24 年 7 月 9 日付けで風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱（平成 24・05・29 資序第 2 号。以下「要綱」という。）第七の 3 の二の（4）の規定に基づき、要綱第三の 3、4 及び 5 の手続きを経た準備書とみなす書類として経済産業省に対し届出があった松前北部風力発電事業に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）については、要綱第三の 7 の規定により関係都道府県知事及び関係市町村長が経済産業省に対して書面により意見を述べており、当該意見を記載した書面は、環境影響評価法（以下「アセス法」という。）第 53 条第 2 項及び平成 24 年経済産業省告示第 222 号第 2 条第 6 号の規定によりアセス法第 53 条第 1 項第 6 号に掲げる書類とみなされるため、電気事業法第 46 条の 14 第 1 項の規定により審査した結果、環境影響評価について下記のとおり勧告する。

記

届出のあった準備書を基に事業特性及び地域特性の把握を行った上で北海道知事の意見を勘案し、アセス法第 8 条第 1 項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配意するとともに、環境大臣の意見を聴き審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、平成 2

4年9月14日付20120907資庁第8号及び別紙に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施されたい。

【別紙】

1. 土地の改変区域（工事区域、アクセス道路、樹木の伐採範囲等）が不明なため、土地の掘削や盛土、アクセス道路の設置、樹木の伐採等の土地の改変がどこで行われ、どのように修復するのかが分かる図面を添付すること。
2. 風力発電所の配置（風車、建屋等含む）が不明なため、工事の仕上がり等、全体像が分かる図面を添付すること。
3. 温室効果ガスの削減効果が不明なため、風力発電の設備利用率を含め、当該発電所を設置することによる温室効果ガスの削減効果を定量的に示すこと。
4. 工事車両の搬送ルート、工事による大気質への影響や住民に対する配慮についての記載がないため、工事に伴う大気質への影響及び騒音振動予測を記載すること。
5. 低周波音に係る記述がないため、「低周波音の測定に関するマニュアル」に基づき評価を行うとともに、G特性だけでなく、周波数特性を示すこと。
6. 水の濁り（濁水対策）に係る記述がないため、河川、湖沼等の類型指定の状況、沈砂地等の処理能力や処理方法を具体的に示すこと。
7. 動植物相、生態系に係る定量的な評価がないため、何を指標（注目種）にしてどのような調査を行うのか具体的に記載すること。
8. 居住地等生活環境からの景観、人と自然との触れ合いの場、緑化、修景に係る記述がないため、これらを記載すること。
9. 廃棄物や残土に係る記述がないため、これらを記載すること。
10. wind turbine noiseに卓越した純音成分（約100ヘルツ～200ヘルツ範囲）及びswitch音の程度について記載すること。
11. 変電設備の位置を示し、変電設備騒音の近接住居等に対する影響について記載すること。
12. おおむねの事業対象区域は図示されているが、現存植生図だけでは現状との照合が難しいため、現状が確認できる至近の航空写真、図面等を添付すること。

- 1 3. 生活環境からみた景観についても、目立たないように風景の中にとけ込むよう配慮すること。
- 1 4. 人と自然との触れ合いの活動の場については、公園などの特定の場所のみならず日常的に市民が利用する場所、季節により市民が利用する場所などを対象にした評価を行うこと。
- 1 5. 特定地点に複数の案件が提示される場合や、既存設備に追加し風車が設置される場合には、新規案件の単独評価だけではなく、既存設備の状況も含めた複合的な影響についても評価すること。
- 1 6. 夜行性の中・大型哺乳類の生息確認には、自動撮影を用いるのが通常となっているので、調査方法として追加すること。
- 1 7. 生態系については項目に選定されていないため、注目種の選定、手法を検討した上で必要に応じて追加調査を行うなど概況の把握と影響評価を行うこと。